No	提供先	①法令上根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
21	後期高齢者広域連合	番号法第19条第8号別表第2の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
22	後期高齢者広域連合	番号法第19条第8号別表第2の81の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
23	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第2の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
24	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の88の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
25	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法第19条第8号別表第2の90の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
26	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の93の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
27	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
28	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表第2の95の項	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令に定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
29	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号別表第2の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
30	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第2の108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
31	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第2の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
32	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時
33	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第2の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの	情報提供ネットワークシステム	随時

No	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
21	健康福祉部長寿介護課	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第2項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例施行規則別表第2　第95の項	低所得者に対する訪問介護サービスの利用者負担の助成の申請に係る事実についての審査又は当該助成に係る費用の返還に関する事務	介護保険給付関係情報	1万人未満	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者	その他（介護保険事務処理システムを閲覧）	随時